平成２５年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市滝山432―16、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町新興寺563番地３
債務者　小林　充典
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成25年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９０号
神戸市須磨区北落合２丁目11番15―706号
債務者　小川　雅実
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　由夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５２号
福岡県朝倉郡筑前町栗田1702番地１
債務者　石川　博章
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏　　拓剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４号
長崎県諫早市金谷町22番22号
債務者　西村　文夫
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
長崎県諫早市金谷町22番22号
債務者　西村　尚文
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
神戸市兵庫区塚本通３丁目１番10号
債務者　水上　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６５号
京都府城陽市寺田林ノ口７番地の37
債務者　中村　嘉子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
熊本市東区花立２丁目12番35号、前住所熊本市東区榎町16番48―201号　エイルマンション健軍東
債務者　伊藤　政明
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
熊本市東区花立２丁目12番35号、前住所熊本市東区榎町16番48―201号　エイルマンション健軍東
債務者　伊藤すず子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
高知県土佐清水市グリーンハイツ２番１号
債務者　上原　盛信
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重野　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１０５９号
神戸市兵庫区神田町28番４号
債務者　フジイ商会こと　藤井　常雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６号
兵庫県川西市寺畑２丁目16番４号102
債務者　山本　信之
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県加古川市加古川町木村91番地の９、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村550番地の16
債務者　芝本登紀子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６６５号
岡山市南区豊成１丁目１番20―６号キャッスル豊成201号
債務者　湯藤由紀子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水落　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
岡山県和気郡和気町田原下1197番地
債務者　藤村　宏明
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
熊本市西区戸坂町16番41号　リヴェール・T202、前住所熊本市西区新土河原１丁目３番77号　グランドゥルＦＰ201
債務者　木村　公治
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係